

日本グループ・ダイナミックス学会諸規程

優秀学会発表賞選考規程

本 則

第1条（目 的） 日本グループ・ダイナミックス学会は、学会発表の活性化を図るために、当年の大会における発表の中から優れたものを選考し、「優秀学会発表賞」を授与する。

第2条（選 考） 本賞の選考は、別に定める「優秀学会発表賞」選考委員会によって行う。

第3条（本賞の対象者） 本賞の対象者は、第1著者である発表者が、発表時点において大学院在学中の者、または大学院修了後（退学後）5年以内の者とする。ただし、大学院修了後（退学後）5年の間に、大会が開催されない年があった場合、その年数分を修了後（退学後）5年に加える。

第4条（選考委員の構成） 優秀学会発表賞の選考委員は、常任理事、理事、理事会の委嘱を受けた者で構成する。選考委員長は、常任理事の中から互選により選出する。

第5条（選考の手続き） 本賞の授与を希望する者は、大会発表申し込みの際、自らエントリーする。選考委員会は、エントリーされた発表に対して、選考委員長の下で以下の手続きを経て選考する。

- (1)（選考委員による事前投票） 選考委員は、大会主催者の認定する発表部門（原則としてロング・スピーチ、ショート・スピーチ、English Session、ポスターの4部門）ごとに、優秀発表賞にふさわしい発表3編以内を選び、選考委員長に知らせる。
- (2)（選考委員長によるノミネート発表の決定） 選考委員長は、委員から選ばれた発表に得点を与えて集計する。その結果にもとづいて、部門ごとにノミネート発表を上位3位まで（同順位を認める）決め、この結果を、選考委員に知らせる。
- (3)（発表の審査） 選考委員は、1発表につき、理事（あるいは理事会の委嘱を受けた者）3人で、各ノミネート発表について学会当日の発表状況を審査し、得点を与えたうえで、選考委員長に伝える。
- (4)（選考委員長による受賞発表の決定） 選考委員長は、事前投票および発表審査の得点を勘案して、発表部門ごとに最も評価の高かった発表を優秀発表として決定する。ただし、選考の過程で、本賞にふさわしい発表がないと判断した場合には、授賞を見送ることができる。選考委員長は、この結果を選考委員の承認を得たうえで、受賞者に賞状を送付して知らせる。また、この結果を学会ホームページで発表するとともに、次回の大会総会時に報告する。

(5)（選考対象からの除外） 上記の規程に関わらず、すでに本賞を受賞した者は、同一の発表部門においてはその選考対象としない。また、当該大会の案内（1号通信）に記載されている発表資格を満たしていない場合も選考対象としない。

第6条（受賞者の権利） 受賞者は、受賞した内容に関する論文を、第1著者として「実験社会心理学研究」に優先的に投稿する権利を有する。

- (1) 受賞者は、「特集論文」に準じた審査を受けることができる。ただし、投稿の権利は、受賞発表から1年間とする。
- (2) 編集委員会は、「特集論文」に準じて、主査および副査1名で審査を行う。主査および副査の選出は、通常の手続きに基づいて行う。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。この改定規程は2015年3月31日より施行する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。本改定規程本則は、2020年6月2日より施行する。